第三十九項」を「第二十五条の十三第四十項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十七項第二号中「第十項第二号」を「第十一項第二号」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十六項中「第三十三項」を「第三十四項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十四項を同条第三十六項とし、同条第三十三項中「第三十五項」を「第三十七項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十二項を同条第三十四項とし、同条第三十一項第二号中「提出」を「提出若しくは提供」に、「記載された」を「記載若しくは記録がされた」に、「第十項第二号」を「第十一項第二号」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十九項を同条第三十一項とし、同条第二十八項を同条第三十項とし、同条第二十七項第二号中「第十項第二号」を「第十一項第二号」に改め、同項第三号中「記載された廃止通知書」を「記載又は記録がされた廃止通知」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十六項第一号中「廃止通知書」を「廃止通知」に、「を提出」を「の提出又は提供を」に改め、同項第二号及び第三号中「廃止通知書に記載された」を「廃止通知に記載又は記録がされた」に改め、同項第四号中「廃止通知書の提出」を「廃止通知の提出又は提供」に、「提出年月日」を「提出又は提供の年月日」に改め、同項第五号中「当該廃止通知書の提出」を「当該廃止通知の提出又は提供」に、「廃止通知書の次」を「廃止通知の次」に改め、同号イ中「第十項第三号イ」を「第十一項第三号イ」に、「がある勘定廃止通知書の提出」を「又は記録がある勘定廃止通知書（第十項に規定する財務省令で定める書類のうち勘定廃止通知書記載事項の記載があるもの、勘定廃止通知書記載事項の記載がされて非課税口座開設届出書の提出がされた場合における当該勘定廃止通知書記載事項及び電磁的方法により提供された勘定廃止通知書記載事項を含む。以下この号において「勘定廃止通知」という。）の提出又は提供」に、「勘定廃止通知書に記載された同号イ」を「勘定廃止通知に記載又は記録がされた第十一項第三号イ」に改め、同号ロ中「第十項第三号ロ」を「第十一項第三号ロ」に、「がある勘定廃止通知書の提出」を「又は記録がある勘定廃止通知の提出又は提供」に、「勘定廃止通知書に記載された」を「勘定廃止通知に記載又は記録がされた」に改め、同号ハ中「非課税口座廃止通知書の提出」を「非課税口座廃止通知書（第十項に規定する財務省令で定める書類のうち非課税口座廃止通知書記載事項の記載があるもの、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされて非課税口座開設届出書の提出がされた場合における当該非課税口座廃止通知書記載事項及び電磁的方法により提供された非課税口座廃止通知書記載事項を含む。ハにおいて「非課税口座廃止通知」という。）の提出又は提供」に、「非課税口座廃止通知書に記載された第十一項第三号」を「非課税口座廃止通知に記載又は記録がされた第十二項第三号」に改め、同項第六号中「廃止通知書の提出」を「廃止通知の提出又は提供」に改め、同項第七号中「廃止通知書」を「廃止通知」に、「提出された」を「提出又は提供をされた」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十五項第二号中「提出を」を「提出若しくは提供を」に、「記載された」を「記載若しくは記録がされた」に、「第十項第二号」を「第十一項第二号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

27　法第三十七条の十四第十九項後段に規定する財務省令で定める書類は、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で非課税口座廃止通知書に該当しないものとする。

第十八条の十五の三第二十四項第一号中「第二十八項に」を「第三十項に」に、「第二十八項第六号及び第三十項第二号」を「第三十項第六号及び第三十二項第二号」に、「第二十八項及び第二十九項」を「第三十項及び第三十一項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項第二号中「提出を」を「提出若しくは提供を」に、「記載された」を「記載若しくは記録がされた」に、「第十項第二号」を「第十一項第二号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「又は第三十五項」を「又は第三十六項」に、「同条第三十七項」に改め、同項第二号中「第二十五条の十三第三十五項」を「第二十五条の十三第三十六項」に、「同条第三十三項」を「同条第三十四項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第二十五条の十三第三十四項」を「第二十五条の十三第三十五項」に、「第二十五条の十三第三十二項」を「第二十五条の十三第三十三項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第二十五条の十三第三十二項」を「第二十五条の十三第三十三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第二十五条の十三第三十二項」を「第二十五条の十三第三十四項」を「第二十五条の十三第三十五項」に、「第二十一項第二号」を「第二十二項第二号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項第一号中「第二十五条の十三第三十二項」を「第二十五条の十三第三十三項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項第一号中「（法第三十七条の十四第五項第十号に規定する非課税口座廃止通知書をいう。以下この条及び第十八条の十五の八において同じ。）」を削り、「第二十四項」を「第二十五項」に改め、同項第二号中「に提出」の下に「若しくは提供」を加え、「記載された」を「記載若しくは記録がされた」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項を同条第十二項とし、同条第十項第一号中「（法第三十七条の十四第五項第九号に規定する勘定廃止通知書をいう。以下この条及び第十八条の十五の八において同じ。）」を削り、「第二十二項及び第二十三項」を「第二十三項及び第二十四項」に、「及び第二十二項」を「及び第二十三項」に改め、同項第二号中「提出を」を「提出若しくは提供を」に、「又は法第三十七条の十四第五項第十号に規定する非課税口座廃止通知書」を「、非課税口座廃止通知書若しくは前項に規定する財務省令で定める書類」に改め、「含む。）」の下に「又は勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされて非課税口座開設届出書の提出がされた場合における当該勘定廃止通知書記載事項若しくは当該非課税口座廃止通知書記載事項若しくは電磁的方法により提供された勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項」を加え、「。」に記載若しくは記録がされた」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　法第三十七条の十四第五項第七号ロに規定する勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書その他財務省令で定める書類、同号ロに規定する勘定廃止通知書若しくは非課税口座廃止通知書その他財務省令で定める書類、同条第十項、第十一項若しくは第十四項第二号に規定する財務省令で定める書類、同条第十九項に規定する勘定廃止通知書若しくは非課税口座廃止通知書その他財務省令で定める書類は、勘定廃止通知書記載事項（同条第五項第九号に規定する勘定廃止通知書記載事項をいう。次項第二号及び第二十八項第五号イにおいて同じ。）又は非課税口座廃止通知書記載事項（同条第五項第十号に規定する非課税口座廃止通知書記載事項をいう。次項第二号及び第二十六項から第二十八項までにおいて同じ。）の記載がある書類で勘定廃止通知書（同条第五項第九号に規定する勘定廃止通知書をいう。以下この条及び第十八条の十五の八において同じ。）及び非課税口座廃止通知書（法第三十七条の十四第五項第十号に規定する非課税口座廃止通知書をいう。以下この条及び第十八条の十五の八において同じ。）に該当しないものとする。

第十八条の十五の四第五項第二号中「提出」を「提出若しくは提供」に、「前条第十項第二号」を「前条第十一項第二号」に、「記載された」を「記載若しくは記録がされた」に改める。